

「普通預金」と「無利息型普通預金」のお取扱いについて

大阪協栄信用組合

1. 商品概要について（「普通預金」と「無利息型普通預金」の比較）

商品名	普通預金	無利息型普通預金
預金保険制度の保護対象額	預金保険制度における決済用預金ではないため、平成 17 年 4 月以降は定期預金などと合算して 1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等の合計額が保護されます。	全額保護 決済用預金の 3 要件（①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること）を満たしますので、預金保険制度により全額保護されます。
預金利息	（有利息） 預金利息が付きます。	（無利息） 預金利息は付きません。
要求払い	どちらも、いつでもその払戻しを請求することができます。	
決済サービス	どちらも、公共料金等の自動支払や給与・年金等の自動受取ができます。	
総合口座	どちらも、個人のお客様につきましてはお取扱いができます。	

2. 「普通預金」と「無利息型普通預金」との切替えについて

- ① お客様が今お使いの普通預金通帳（あるいは総合口座通帳）を引続いてご使用いただけます。
- ② 口座番号は変更いたしません。
- ③ お客様が現在利用されている公共料金等の自動支払や給与・年金等の自動受取についての変更手続は不要です。
- ④ 「普通預金」から「無利息型普通預金」に切替えられた場合には、切替え前日までの未払いの普通預金利息は、切替え時にその普通預金口座へご入金いたします。なお、総合口座の貸越利息については、切替え時の清算はいたしません。

3. 預金規定および依頼書に基づくお取扱いについて

「普通預金」は普通預金規定、「無利息型普通預金」は無利息型普通預金規定、いずれも総合口座の場合には総合口座取引規定、およびお届けいただいた依頼書に基づいてお取扱いさせていただきます。

以 上